

審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 39

処 分 名	屋外広告業の登録の拒否	
処 分 の 概 要	申請書等に虚偽の記載等がある場合に登録を拒否する。	
根 拠 法 令 名	松山市屋外広告物条例(平成11年条例第31号)	
条 項	第35条第1項	
所 管 課	都市デザイン課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	未設定	
標 準 処 理 期 間	計	未設定
判 断 基 準	<p>松山市屋外広告物条例第32条の規定による登録で、同条例第33条の規定による登録の申請があった場合、同条例第35条各号に規定されるものであることを基準とする。</p> <p>【根拠法令等】 松山市屋外広告物条例</p> <p>第35条 市長は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>(1) 第45条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者</p> <p>(2) 屋外広告業者(第32条第1項の登録又は同条第3項の更新の登録を受けて屋外広告業を営む者をいう。以下同じ。)で法人であるものが第45条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの</p> <p>(3) 第45条第1項の規定により営業の停止を命じられ、その停止の期間が経過しない者</p> <p>(4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者</p> <p>(5) 屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの</p> <p>(6) 法人でその役員の中に第1号から第4号までのいずれかに該当する者があるもの</p> <p>(7) 第33条第1項第2号の営業所ごとに業務主任者を選任していない者</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。